

「特定技能」の相談窓口 を開設しました

農業・飲食料品製造業・外食業分野の相談窓口のご案内

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度です。この度、農林水産省が所管する3分野（農業・飲食料品製造業・外食業）について、受入れ事業者様・関係機関様向けに相談窓口を設置いたしました。

事業者様向け相談窓口

☎ お電話でのお問い合わせ

03-6630-8179 平日10:00～17:30（土日・祝日・年末年始を除く）

✉ メールでのお問い合わせ

maff-gaikokujinzai@jtb.com

オンラインコミュニケーションツール（原則Microsoft Teamsでご案内いたします）を利用したオンライン対面相談も受け付けております。ご希望の方は、お電話またはメールにてお問い合わせください。

メールでのお問い合わせの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

- ☒ 【件名】事業者向け農林水産省特定技能外国人相談窓口問い合わせ
- ☒ ①企業名 ②住所 ③電話番号 ④氏名（ふりがな） ⑤受入れを検討している分野（※次よりご選択ください【農業 / 飲食料品製造業 / 外食業 / その他】）
- ⑥お問い合わせ内容

※日本語での対応となります。受入れ・受入れ支援を実施している外国人材の方も、お問い合わせください。

